

令和元年第2回定例会 議案説明資料

《専決処分の報告及び承認案件》

承第1号 南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について 【議案資料 1】

《予算関係案件》

認第1号 平成30年度 南和広域医療企業団病院事業会計決算の認定について 【議案資料 2】

《条例改正関係案件》

議第3号 南和広域医療企業団職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について 【議案資料 3】

《報告案件》

報第1号 南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告について 【議案資料 4】

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の 専決処分の報告及び承認について

議案資料 1

1. 専決処分について

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について、消費税及び地方消費税の税率引き上げの10月1日に公布施行する必要があるため、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

2. 改正趣旨

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が、引き上げられることにより所要の改正を行うものである。

3. 主なポイント

○病院事業料金徴収条例（第2条関係）
病院事業料金徴収条例（第2条関係）の別表に定める額を消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられた額の設定とする。

5. 施行日

施行日：令和元年10月1日

4. 主な改正内容

現行		別表（第2条関係）		
		南奈良総合医療センター	吉野病院	五條病院
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料		初診料算定1回につき 1,080円		
室料	特室	1日につき 10,800円	一般病床 1日につき 7,560円 療養病床 1日につき 4,320円	
	A室	1日につき 7,560円		
	B室		1日につき 5,400円	1日につき 5,400円
	C室		1日につき 3,240円	1日につき 3,240円
	D室（2床室）		1日につき 1,080円	
文書料	1 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による保険金又は損害賠償額の支払の請求に必要な書類	診断書1通につき 5,400円 診療費明細書1通につき 3,240円		
	2 年金の受給に必要な診断書	1通につき 5,400円		
	3 生命保険等の保険金の支払の請求に必要な診断書	1通につき 5,400円		
	4 前各号以外の文書	1通につき 3,240円以内で企業長が定める額		
その他の料金		企業長が定める額		



改正後		別表（第2条関係）		
		南奈良総合医療センター	吉野病院	五條病院
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料		初診料算定1回につき 1,100円		
室料	特室	1日につき 11,000円	一般病床 1日につき 7,700円 療養病床 1日につき 4,400円	
	A室	1日につき 7,700円		
	B室		1日につき 5,500円	1日につき 5,500円
	C室		1日につき 3,300円	1日につき 3,300円
	D室（2床室）		1日につき 1,100円	
文書料	1 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による保険金又は損害賠償額の支払の請求に必要な書類	診断書1通につき 5,500円 診療費明細書1通につき 3,300円		
	2 年金の受給に必要な診断書	1通につき 5,500円		
	3 生命保険等の保険金の支払の請求に必要な診断書	1通につき 5,500円		
	4 前各号以外の文書	1通につき 3,300円以内で企業長が定める額		
その他の料金		企業長が定める額		

平成30年度 南和広域医療企業団 病院事業決算について

議案資料 2

病院事業収益・費用

(単位：円)

区 分	予 算 額			決算額	増減額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 病院事業収益	10,131,599,000	106,097,000	10,237,696,000	9,741,272,668	△ 496,423,332	セグメント別収益 千円
第1項 医業収益	8,489,239,000	47,914,000	8,537,153,000	8,074,753,851	△ 462,399,149	南奈良総合医療センター 7,762,153
第2項 医業外収益	1,515,930,000	58,183,000	1,574,113,000	1,544,172,957	△ 29,940,043	吉野病院 1,211,190
第3項 看護師養成事業収益	126,430,000	0	126,430,000	122,345,860	△ 4,084,140	五條病院 767,930
第4項 特別利益	0	0	0	0	0	

区 分	予 算 額			決算額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 病院事業費用	10,330,625,000	△ 141,768,000	10,188,857,000	9,822,242,119	366,614,881	セグメント別費用 千円
第1項 医業費用	9,937,367,000	0	9,937,367,000	9,590,744,866	346,622,134	南奈良総合医療センター 7,774,015
第2項 医業外費用	263,396,000	△ 141,768,000	121,628,000	119,474,833	2,153,167	吉野病院 1,128,492
第3項 看護師養成事業費用	111,519,000	0	111,519,000	103,826,991	7,692,009	五條病院 919,735
第4項 特別損失	15,343,000	0	15,343,000	8,195,429	7,147,571	
第5項 予備費	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000	

病院事業収益・費用 差引 **△ 80,969,451**
 前年度繰越利益剰余金 △ 1,030,425,235
 当年度未処理欠損金 △ 1,111,394,686 (繰越欠損金として次年度へ)

県からの借入金返還後のキャッシュフロー		
(単位：円)		
当年度純損失	A	△ 80,969,451
現金を伴わない収入		
長期前受金戻入益	B	1,269,827,356
現金を伴わない費用		
減価償却費	C	1,371,909,335
長期前払消費税償却費	D	74,120,686
特別損失	E	7,342,887
差 引 (A-B+C+D+E)	F	102,576,101
県借入金返還額	G	50,383,700
差 引 (F+G)	H	52,192,401

資本的収入・支出

(単位：円)

区 分	予 算 額			決算額	増減額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 資本的収入	585,935,000	0	585,935,000	585,935,920	920	セグメント別収入 千円
第1項 負担金	585,935,000	0	585,935,000	585,935,920	920	南奈良総合医療センター 585,936

区 分	予 算 額			決算額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 資本的支出	783,061,000	0	783,061,000	734,905,648	48,155,352	セグメント別支出 千円
第1項 建設改良費	146,741,000	0	146,741,000	98,586,028	48,154,972	南奈良総合医療センター 709,525
第2項 企業債償還金	585,936,000	0	585,936,000	585,935,920	80	吉野病院 13,056
第3項 県借入金返還金	50,384,000	0	50,384,000	50,383,700	300	五條病院 12,325

資本的収入・支出 差引 **△ 148,969,728**
 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額148,969,728円は損益勘定留保資金148,969,728円で補てんした。

平成30年度 南和広域医療企業団 決算調べ

- 企業団の平成30年度の純損益は、**81百万円の赤字**となった。現金支出を伴わない減価償却費等及び県への借入金返還額を差し引きした**借入金返還後収支では、53百万円の黒字**となった。
- 医業収益は、南奈良総合医療センターでの入院診療単価のアップ及び外来患者の増加、五條病院での療養病棟運用開始による入院患者の増加等により、平成29年度より6億1千万円の増加となっています。
- 医業費用は、診療収入に連動した材料費の増、五條病院療養病棟の運用開始など職員の増加に伴う職員給与費の増等により、企業団全体で平成29年度より5億6千8百万の増加となった。

(百万円)

	平成29年度 決算(A)				平成30年度 決算(B)				⑩決算(B)-⑨決算(A)				令和元年度 予算			
	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計
総収益	7,300	1,233	427	8,959	7,762	1,211	768	9,741	462	△ 22	341	781	8,109	1,193	916	10,218
(1)医業収益	5,942	1,166	357	7,465	6,326	1,146	602	8,075	384	△ 20	245	609	6,537	1,041	689	8,267
ア 入院収益	3,723	634	227	4,584	3,899	632	430	4,961	176	△ 2	203	377	4,098	675	473	5,246
イ 外来収益	1,597	338	64	1,999	1,711	329	79	2,119	114	△ 10	15	119	1,925	245	155	2,325
ウ その他医業収益	241	47	10	298	221	42	16	280	△ 21	△ 4	7	△ 18	238	48	12	299
エ 県補助金	32	0	17	49	135	0	0	136	103	0	△ 17	87	36	0	0	36
オ 他会計負担金	349	147	39	535	359	143	77	579	10	△ 4	38	44	241	73	49	362
(2)医業外収益	1,242	67	70	1,379	1,314	65	165	1,544	72	△ 2	95	165	1,447	152	227	1,826
ア 県補助金	17	0	0	17	13	0	0	13	△ 4	0	0	△ 4	21	0	0	21
イ 他会計補助金	8	0	0	8	10	0	0	10	2	0	0	2	28,819	0	0	28,819
ウ 他会計負担金	130	0	0	130	194	0	0	194	64	0	0	64	294	87	59	440
エ 長期前受金戻入	1,051	61	69	1,181	1,045	61	164	1,271	△ 6	0	95	90	1,066	60	167	1,294
オ その他医業外収益	36	6	1	43	52	4	1	56	15	△ 2	0	14	36	5	1	41
(3)看護師養成事業収益	116	0	0	116	122	0	0	122	6	0	0	6	125	0	0	125
総費用	7,383	1,118	728	9,228	7,766	1,128	920	9,814	383	10	192	585	8,224	1,069	971	10,264
(1)医業費用	7,178	1,118	728	9,025	7,543	1,128	920	9,591	364	10	192	566	7,995	1,069	971	10,034
ア 職員給与費	3,326	565	300	4,192	3,719	572	446	4,738	393	7	146	546	3,884	608	456	4,948
イ 材料費	1,205	212	60	1,477	1,268	232	63	1,563	64	20	3	86	1,294	98	77	1,468
ウ 経費	1,579	228	155	1,961	1,474	254	174	1,902	△ 104	26	19	△ 60	1,663	290	206	2,159
エ 減価償却費	1,056	112	213	1,381	1,066	70	236	1,372	9	△ 42	23	△ 9	1,133	71	230	1,434
オ 資産減耗費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3
カ 研究研修費	13	1	0	13	15	0	0	15	2	△ 1	△ 0	1	19	1	1	21
(2)医業外費用	114	0	0	114	119	0	0	119	6	0	0	6	119	0	0	119
(3)看護師養成事業費用	90	0	0	90	104	0	0	104	13	0	0	13	111	0	0	111
診療収入(入院・外来・その他)-医業費用	△ 1,617	790	△ 427	△ 2,144	△ 1,712	△ 125	△ 394	△ 2,231	△ 95	△ 915	33	△ 977	△ 1,733	△ 102	△ 331	△ 2,166
経常利益(損失)	△ 83	115	△ 301	△ 269	△ 4	83	△ 152	△ 73	79	△ 32	149	196	△ 115	124	△ 54	△ 45
特別損失・予備費	4	0	0	4	8	0	0	8	4	0	0	4	4	3	3	7
純利益(損失)	△ 87	115	△ 301	△ 273	△ 12	83	△ 152	△ 81	75	△ 32	149	192	△ 119	121	△ 57	△ 52
県からの借入金	0	0	34	34	0	0	0	0	0	0	△ 34	△ 34	0	0	0	0
純利益(損失)+県からの貸付金	△ 87	115	△ 267	△ 239	△ 12	83	△ 152	△ 81	75	△ 32	115	158	△ 119	121	△ 57	△ 55
県への返還金	0	0	0	0	50	0	0	50	50	0	0	50	50	0	4	54
借入後収支(キャッシュフロー)	△ 9	166	△ 123	34	40	92	△ 79	53	49	△ 74	44	19	△ 28	132	2	107

* 借入後収支=純利益(損失)-長期前受金戻入額+長期前払消費税+減価償却費+特別損失+県からの借入金-県への返還金

平成30年度 南和広域医療企業団 経営指標分析

	平成29年度 決算(A)				平成30年度 決算(B)				令和元年度 予算 (C)			
	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良	吉野	五條	計
医業収支比率 (医業収益/医業費用)	82.8%	104.3%	49.0%	82.7%	83.9%	101.6%	65.5%	84.2%	81.8%	97.4%	71.0%	82.4%
経常収支比率 (経常収益/経常費用)	98.9%	110.3%	58.7%	97.1%	99.9%	107.3%	83.5%	99.3%	98.6%	111.6%	94.4%	99.6%
人件費比率 (給与費/医業収益)	56.0%	48.5%	84.2%	56.2%	58.8%	49.9%	74.1%	58.7%	59.4%	58.4%	66.1%	59.8%
材料費比率 (材料費/医業収益)	20.3%	18.2%	16.8%	19.8%	20.0%	20.2%	10.5%	19.4%	19.8%	9.4%	11.1%	17.8%
薬品費比率 (薬品費/医業収益)	10.3%	16.0%	10.6%	11.2%	10.8%	17.8%	7.2%	11.5%	10.8%	6.8%	7.8%	10.1%
診療材料費比率 (診療材料費/医業収益)	9.8%	2.1%	5.3%	8.4%	9.2%	2.4%	3.2%	7.8%	8.9%	2.4%	3.1%	7.6%
委託費比率 (委託費/医業収益)	17.0%	12.9%	27.0%	16.8%	16.1%	13.8%	20.0%	16.1%	17.2%	15.3%	18.3%	17.1%

	平成29年度 決算(A)				平成30年度 決算(B)				令和元年度 予算 (C)			
	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良	吉野	五條	計
1 総収益	7,300,352	1,232,415	426,723	8,959,490	7,762,153	1,211,190	767,930	9,741,273	8,108,737	1,192,904	916,249	10,217,890
(1) 医業収益	5,942,147	1,166,033	356,460	7,464,640	6,325,771	1,146,490	602,493	8,074,754	6,537,200	1,041,161	689,027	8,267,388
ア 入院収益	3,723,142	634,319	226,820	4,584,281	3,899,487	632,371	429,537	4,961,395	4,098,350	674,775	472,696	5,245,821
イ 外来収益	1,597,013	338,459	63,926	1,999,398	1,710,796	328,678	79,238	2,118,712	1,924,672	245,439	155,086	2,325,197
ウ その他医業収益	240,401	46,509	9,971	296,881	220,738	42,334	16,489	279,561	237,164	48,197	12,495	297,856
2 総費用	7,382,903	1,117,697	727,519	9,228,119	7,766,189	1,128,338	919,520	9,814,047	8,223,850	1,069,101	970,703	10,263,654
(1) 医業費用	7,178,490	1,117,697	727,519	9,023,706	7,542,887	1,128,338	919,520	9,590,745	7,993,587	1,069,101	970,703	10,033,391
ア 職員給与費	3,326,232	565,433	299,995	4,191,660	3,719,498	572,226	446,261	4,737,985	3,884,243	607,874	455,738	4,947,855
イ 材料費	1,204,529	212,142	59,980	1,476,651	1,268,195	231,882	62,971	1,563,048	1,293,510	98,223	76,516	1,468,249
薬品費	610,002	186,615	37,785	834,402	682,140	203,985	43,109	929,234	707,709	70,483	53,541	831,733
診療材料費	584,685	24,509	19,058	628,252	581,029	27,040	19,452	627,521	581,717	25,134	21,509	628,360
給食材料費	77	45	9	131	85	42	40	167	63	55	27	145
医療用消耗備品費	9,765	973	3,128	13,866	4,941	815	370	6,126	4,021	2,551	1,439	8,011
ウ 経費	1,578,514	228,130	154,310	1,960,954	1,474,404	253,835	174,105	1,902,344	4,098,350	289,447	206,429	4,594,226
委託料	1,008,898	150,328	96,381	1,255,607	1,019,556	157,843	120,635	1,298,034	1,125,210	159,815	126,250	1,411,275

1. 改正趣旨

地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保するとともに、会計年度任用職員制度を導入するため、奈良県において職員の分限に関する条例等の改正が行われた。

当企業団においても、県の対応に準じ、南和広域医療企業団職員の分限に関する条例等について所要の改正を行う。

2. 改正概要

第1 南和広域医療企業団職員の分限に関する条例

会計年度任用職員の休職の期間は、地方公務員法の規定により任命権者が定める任用期間の範囲内とする旨を規定

第2 南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例

6か月をこえて勤務するフルタイムの会計年度任用職員に対し、国及び県の会計年度任用職員と同様に、退職手当を支給する旨を規定

第3 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例

会計年度任用職員に対し、給料及び手当(通勤手当、特殊勤務手当及び期末手当等)を支給する旨を規定

第4 南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例

会計年度任用職員については、育児休業から復職した場合に号給調整を行わないため、これに関する規定の適用を除外する旨を規定

第5 南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

フルタイムの会計年度任用職員を人事行政の運営等の状況の公表対象とする旨を規定

※参考

●会計年度任用職員

一 会計年度を超えない範囲内で任用される非常勤の職。
地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める短時間勤務の会計年度任用職員と同項第2号のフルタイムの会計年度任用職員に区分される。

3. 施行期日

令和2年4月1日から施行

会計年度任用職員制度の概要

1 創設の背景

臨時・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件の確保のため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年5月17日公布・令和2年4月1日施行)により地方公務員法の改正が行われ、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに会計年度任用職員制度が創設された。

◆主なポイント

- 各地方公共団体で任用根拠やその取扱いが区々であった一般職非常勤職員については、統一的な取扱いを行うため、新たに設けられた会計年度任用職員に移行する。
- 特別職非常勤職員については、当該職員の要件について定められていた条項の改正により、要件が厳格化され、委員会の委員、顧問及びその他の非専務的に公務に参画する労働者性の低い職であり、かつ、助言、調査、診断等を行う職に限定される。
このため、今まで特別職非常勤職員として任用されていた者についても、厳格化された要件に該当しない場合は、会計年度任用職員等として改めて任用する必要がある。

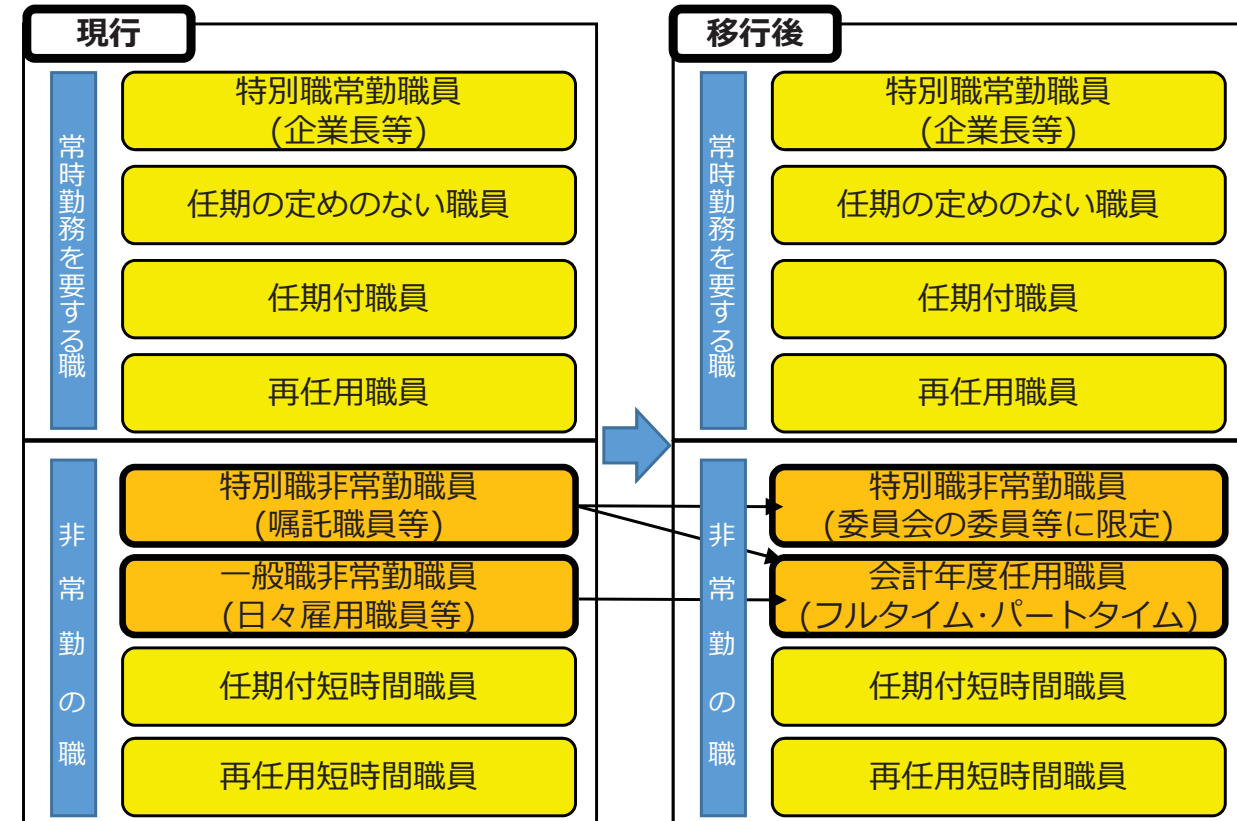
2 会計年度任用職員の服務・給与等について

会計年度任用職員については、地方公務員法第22条の2第1項第1号に定めるパートタイムの会計年度任用職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)と同項第2号に定めるフルタイムの会計年度任用職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)に区分されるが、総務省通知に基づき整備を行う会計年度任用職員の服務・給与等の主な内容は次のとおり。

(1) 任用・服務

項目	内容
採用方法	競争試験又は選考
任期	一会計年度を超えない範囲で任命権者が定める ※会計年度の末日まで任期の更新可
休暇・休業	国・県準拠で整備予定
服務	原則常勤職員同様

移行のイメージ



(2) 給与

給料・手当の種類	第1号 会計年度任用職員		第2号 会計年度任用職員	
	給料	決定方法	原則常勤職員に準拠し、上限を設定	
	支給単位	原則日給又は時給	常勤職員準拠	
通勤手当		常勤職員準拠		
初任給調整手当・地域手当		常勤職員準拠		
特殊勤務手当		常勤職員準拠		
超過勤務手当等実績手当		常勤職員準拠		
期末手当	支給対象	任期6月以上かつ週15.5時間以上		
	支給方法	常勤職員準拠		
退職手当		支給しない	勤務6月超で支給	

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の定めによる、資金不足比率について下記のとおり報告いたします。

比率の概要

①資金不足比率の算定

○地方公共団体の長は、毎年度公営企業ごとに資金不足比率を算定、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告、公表

②経営健全化基準(20%)以上となった場合

○経営健全化計画を議会の議決を経て作成、毎年度、経営健全化の実施状況を議会に報告し公表

算定式

(単位:千円)

項目		
1. 流動負債	(① - ②)	1,052,090
	① 流動負債	1,664,359
	② 控除企業債	612,269
2. 平成29年度同意等債で未借入または未発行の額		0
3. 建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高		0
4. 流動資産		3,029,081
5. 平成29年度に繰り越される支出の財源充当額		0
6. 医業収益(事業規模)		8,074,854
資金不足額	(1-2)+3-(4-5)	△ 1,976,991
資金不足比率	{(1-2)+3-(4-5)} / 6 × 100	—

※ 資金不足比率なしのため、「—」と表記

【指標の説明】

公営企業ごとの「資金の不足額」の「事業規模」に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す。

算定結果

平成30年度決算に基づき、南和広域医療企業団病院事業の資金不足の算定を行ったところ、下記のとおり資金不足が生じていないため、資金不足比率の該当はなし。

事業名	資金不足比率	備考
病院事業	—	資金不足なし

※ 資金不足比率なしのため、「—」と表記